

# 情報通信技術を利用した手続等に関する整備について

👉 **情報通信技術を利用する方法による処分通知等の手続等を行うために必要な事項を定めるとともに、題名及び目的の変更等をする。**

## 1 概要

- (1) コンピューター処理組織（電子情報処理組織）による処分通知等  
条例等において書面等により処分通知等を行う旨が規定されている場合であっても、コンピューター処理組織による方法により行うことができること等について定める。
- (2) 電子データ（電磁的記録）による縦覧等  
条例等において書面等により縦覧等を行う旨が規定されている場合であっても、電子データにより行うことができること等について定める。
- (3) 題名及び目的の変更  
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の内容を踏まえ、区の機関と区民等との間だけでなく、区の機関同士の手続等にも適用されるよう、題名及び目的規定の変更等を行う。  
(改正後条例名：中央区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例)

## 2 改正を要する条例

中央区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年10月中央区条例第22号）

## 3 施行予定日

令和8年4月1日